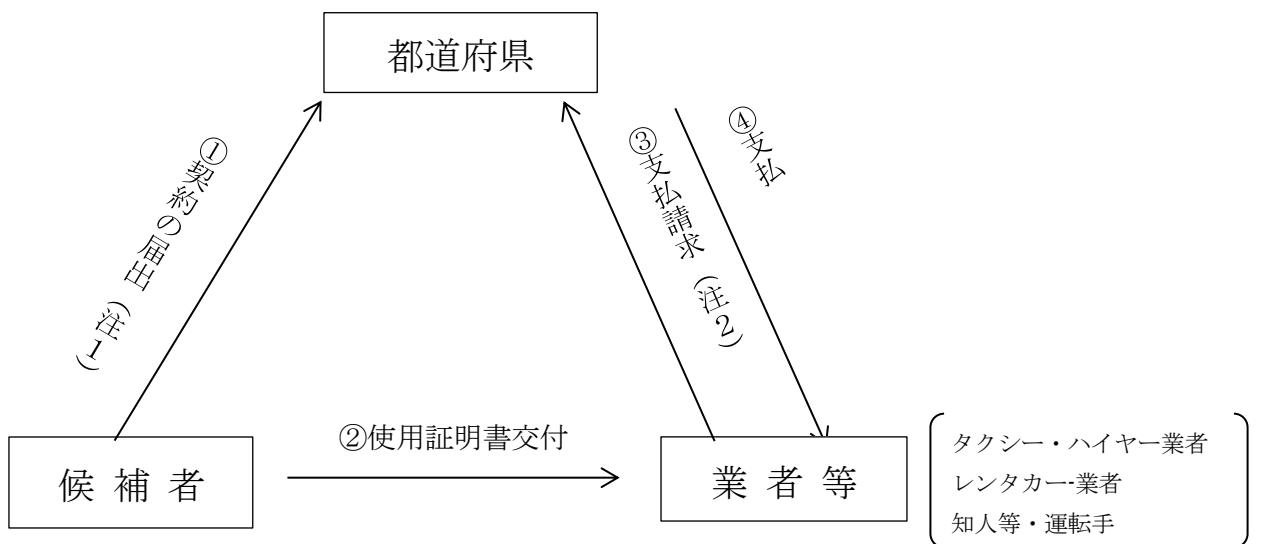


第51回衆議院議員総選挙
(衆議院小選挙区選出議員選挙)

選挙公営のあらまし

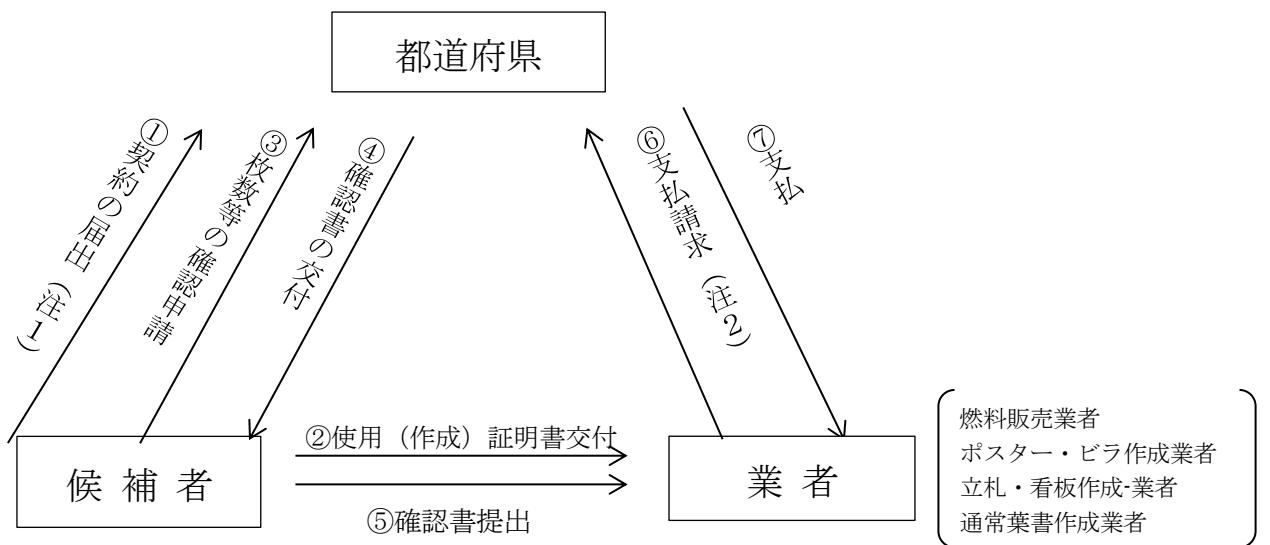
山口県選挙管理委員会

[選挙運動用自動車（燃料代を除く）の使用の公営]

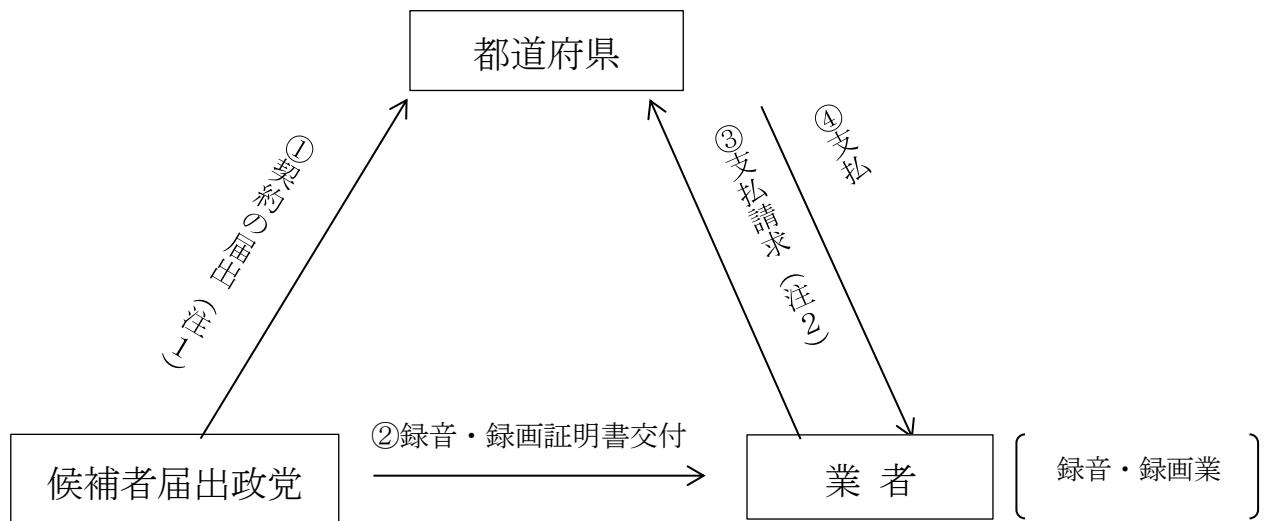


(候補者)

[選挙運動用自動車（燃料代のみ）、ビラ、ポスター、立札・看板及び通常葉書の作成の公営]



[政見放送用録音・録画の作成（持ち込み方式）の公営]



注1 契約の届出には、契約書の写しを添付

注2 支払請求には、録音・録画証明書を添付

目 次

第1	選挙運動用自動車の使用の公営	5
第2	ビラの作成の公営	7
第3	ポスターの作成の公営	9
第4	立札・看板の作成の公営	11
第5	選挙運動用通常葉書の作成の公営	13
第6	政見放送のための録音又は録画の公営	15
別記契約例	1 (一般乗用旅客自動車運送事業者との運送契約)	16
"	2 (その他の契約・自動車の借り入れ)	17
"	3 (" " ・燃料代)	18
"	4 (" " ・運転手)	19
"	5 (ビラの作成)	20
"	6 (ポスターの作成)	21
"	7 (選挙事務所用立札・看板の作成)	22
"	8 (選挙運動用自動車又は船舶用立札・看板の作成)	23
"	9 (個人演説会場用立札・看板の作成)	24
"	10 (選挙運動用通常葉書の作成)	25
"	11 (政見放送用録音・録画の作成)	26

注 意

この冊子に記載されている金額は全て消費税込みの額です。

候補者が作成する契約届出書、確認申請書、使用（作成）証明書及び業者が作成する請求書の記載に当たっても、単価を含めて全て消費税込みの額で記載してください。

記載例： ガソリン 消費税抜きの単価 111 円とした場合～消費税込の単価「122.1 円」で記載
ポスター 消費税抜きの単価 360 円とした場合～消費税込の単価「396.0 円」で記載

※届出書類については、別冊「届出関係諸用紙綴（本人届出）」又は「届出関係諸用紙綴（政党届出）」の用紙をお使いください。

第1 選挙運動用自動車の使用の公営

候補者が一般乗用旅客自動車運送事業者（タクシー、ハイヤー業者等）と、あるいはレンタカー業者やマイカー所有者と有償契約により選挙運動用自動車を使用した場合、一定限度額の範囲内でその費用を県が負担する。

通常、タクシー、ハイヤー業者等との運送契約では、自動車、燃料及び運転手は丸がかえであるのに対し、レンタカー、マイカーの場合、燃料及び運転手については別に契約することとなる。

(注)

- (1) 有償契約によって使用する場合に限られるので、知人から無償で借りた場合とか、自己所有の自動車は、公費負担の対象とならない。また、生計を一にする親族から借りた場合も公営の対象とならない（例外としてその親族が当該契約に係る業務を業としている場合は対象となる。）
- (2) 供託物が没収されることとなる候補者は、これらの費用は自己負担となり、また、法定限度額を超える契約をした場合は、その超える部分は自己負担となる。
- (3) 契約に関する書面は、契約書という名称を使ったものに限らず、契約の内容、当事者の合意が書面上明らかにされていればよい。（別記契約例1～4参照）
- (4) 公職選挙法第141条第1項第1号の自動車（確認書（3(2)参照）に自動車登録番号又は車両番号を記載されたもの）の使用に係る経費が公費負担の対象となる。（連絡用等、その他の自動車に係る経費は対象とならない。）
- (5) 選挙運動用自動車を使用するために要した支出は、選挙運動に関する支出とはみなされないので、公費負担（収入）額、支出額とも収支報告書に計上する必要はない。

1 公費負担の限度額

- (1) 一般乗用旅客自動車運送事業者との契約

64,500円×選挙運動用自動車として使用された日数

(注) 1 1日 64,500円を限度とする。

2 同一の日に2台以上使用する場合は、候補者の指定する1台に限る。

- (2) (1)以外の契約

ア 自動車の借入れ

16,100円×選挙運動用自動車として使用された日数

(注) 1 1日 16,100円を限度とする。

2 同一の日に2台以上借り入れた場合は、候補者の指定する1台に限る。

イ 燃料の購入

7,700円×立候補の日から選挙期日の前日までの日数

(注) 1 燃料代の公費負担については、県選挙管理委員会の確認を受けなければならない。

(後述3参照)

2 選挙運動用自動車1台に供給した燃料の代金が対象となる。

ウ 運転手の雇用

12,500円×運転業務従事日数

(注) 1 1日 12,500円を限度とする。

2 同一の日に2人以上雇用した場合は、候補者の指定する1人に限る。

- (3) いずれも限度額は消費税を含んだ額である（以下同じ。）。

2 契約届出書の提出

自動車の使用の公営の適用を受けるためには、自動車使用に関する契約書の写しを添えて「選挙運動用自動車の使用の契約届出書」(別冊「届出関係諸用紙綴」(本人届出) 13ページ又は同(政党届出) 32ページの用紙)を提出しなければならない。

この届出書は、契約締結後直ちに(立候補届出前に契約をしたときは、立候補届出後直ちに)提出すること。

3 自動車燃料代確認申請

(1) 確認申請書の提出

自動車燃料代については、法定金額の範囲内であることにつき、県選挙管理委員会の確認を受けることとされているので、「自動車燃料代確認申請書」(別冊「届出関係諸用紙綴」(本人届出) 14ページ又は同(政党届出) 33ページの用紙)により申請しなければならない。

(2) 確認書の交付

県選挙管理委員会は、(1)の申請に基づき「確認書」を交付する。この確認書は直ちに燃料供給業者に提出すること。

(3) 確認申請の時期等

確認申請は選挙期日後なるべく早い時期に一括して申請してさしつかえない。また、燃料供給契約は複数の業者と締結可能であるが、確認申請は、前述の契約届出、後述の自動車使用証明書を含め各業者ごとに行わなければならないので、できる限り一の業者と契約することが好ましい。

4 選挙運動用自動車使用証明書

候補者は、運送事業者との契約の場合その業者に、他の契約の場合は自動車所有者、燃料供給業者又は運転手にそれぞれ実績に基づいて作成した「選挙運動用自動車使用証明書」(別冊「届出関係諸用紙綴」(本人届出) 15~17ページ又は同(政党届出) 34~36ページの用紙)を提出すること。また、燃料代については給油伝票(①給油した日付、②自動車登録番号又は車両番号、③給油量、④給油金額が記載されたもの)の写しも併せて提出すること。提出の時期は、上記の者が県に代金を請求する時点まででよいが、前記3の確認書を提出する際、併せて提出しておけば手数が省ける。

5 支払の方法

県は、業者等からの請求に基づき、当該業者等に対して代金を支払う。

(1) 請求書の様式

別冊「届出関係諸用紙綴」(本人届出) 18~21ページ又は同(政党届出) 37~40ページの用紙によること。

なお、燃料代について、請求内訳書は、燃料の供給を受けた日ごとに記載すること。

(2) 添付書類

自動車使用証明書(燃料代については、確認書及び候補者から提出された給油伝票の写しを併せて添付しなければならない。)

(3) 支払の時期

支払は、供託物没収者が公費負担の対象から除外される関係上、選挙期日後供託物没収者が判明した時点以後で、国の予算交付手続の関係もあり、相当の期間を要する。

第2 ビラの作成の公営

候補者が選挙運動用ビラの作成を業とする者とビラ作成に関し有償契約を締結し、県選挙管理委員会に届け出たときは、その費用を一定程度額の範囲内で県が負担する。

(注)

- (1) 供託物が没収されることとなる候補者については自己負担となり、また、一定程度額を超える部分は自己負担となること、及び契約書（別記契約例5参照）については、選挙運動用自動車の使用の公営と同様である。
- (2) 公職選挙法第142条第1項第1号のビラの作成経費が公費負担の対象となる。
- (3) ビラ作成に要する経費が公費で負担される場合であっても、選挙運動費用（支出）に算入しなければならない。

1 公費負担の額

「作成単価」×「確認枚数」により算出された額が公費で負担されるが、それぞれ次の限度がある。

(1) 作成単価の限度

- ア 確認書で確認された作成枚数が5万枚以下の場合
8円38銭
- イ 確認書で確認された作成枚数が5万枚を超える場合
次の計算式により計算された額

$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円} 62 \text{ 銭} \times (\text{作成枚数} - 5 \text{ 万枚})}{\text{作成枚数}} \quad (1 \text{ 銭未満の端数は切上げ})$$

(注) 複数の契約により作成された場合は、各々の契約ごとに上記ア及びイが適用される。

(2) 確認枚数の限度

7万枚を限度とする。

(3) 仮に限度枚数（7万枚）を限度単価で一の契約により作成した場合の額を試算すると次の金額となる。

$$\frac{419,000 \text{ 円} + 5 \text{ 円} 62 \text{ 銭} \times (7 \text{ 万枚} - 5 \text{ 万枚})}{7 \text{ 万枚}} = 7 \text{ 円} 60 \text{ 銭} \quad (1 \text{ 銭未満の端数は切上げ})$$

$$7 \text{ 円} 60 \text{ 銭} \times 7 \text{ 万枚} = 532,000 \text{ 円}$$

2 契約届出書の提出

ビラ作成の公営の適用を受けるためには、ビラ作成業者と締結した契約書の写しを添えて「ビラ作成契約届出書」（別冊「届出関係諸用紙綴」（本人届出）22ページ又は同（政党届出）41ページの用紙）を提出しなければならない。

この届出書は、契約締結後直ちに（立候補届出前に契約を締結したときは、立候補届出後直ちに）提出すること。

3 ビラ作成枚数確認申請

ビラ作成枚数については、法定枚数の範囲内であることにつき、県選挙管理委員会の確認を受けることとされているので、「ビラ作成枚数確認申請書」(別冊「届出関係諸用紙綴」(本人届出) 23ページ又は同(政党届出) 42ページの用紙)により申請しなければならない。

この確認を受けた候補者には県選挙管理委員会が「確認書」を交付するので、候補者は確認書を直ちにビラ作成業者に提出すること。

4 ビラ作成証明書

候補者は、ビラ作成業者に実績に基づいて作成した「ビラ作成証明書」(別冊「届出関係諸用紙綴」(本人届出) 24ページ又は同(政党届出) 43ページの用紙)を提出すること。提出の時期は、自動車使用の場合と同様、確認書を提出する際、併せて提出するとよい。

5 支払の方法

県は、ビラ作成業者からの請求に基づき、当該業者に対して代金を支払う。

(1) 請求書の様式

別冊「届出関係諸用紙綴」(本人届出) 25ページ又は同(政党届出) 44ページの用紙によること。

(2) 添付書類

ア ビラ作成枚数確認書 (前記3参照)

イ ビラ作成証明書 (前記4参照)

(3) 支払の時期

供託物没収者が判明した時点以後となること等、自動車使用の公営と同様である。

第3 ポスターの作成の公営

候補者が個人演説会告知用ポスター及び選挙運動用ポスター（これらは、合わせて作成されることが多い）の作成を業とする者とポスター作成に関し有償契約を締結し、県選挙管理委員会に届け出たときは、その費用を一定程度額の範囲内で県が負担する。

（注）

- （1） 供託物が没収されることとなる候補者については自己負担となり、また、一定程度額を超える部分は自己負担となること、及び契約書（別記契約例6参照）については、選挙運動用自動車の使用的の公営と同様である。
- （2） 公職選挙法第143条第3項の規定によりポスター掲示場に掲示できるポスターの作成経費が公費負担の対象となる。
- （3） 費用の負担は、単価に枚数を乗じて算出した金額によることになるので、ポスターの企画と印刷を別々の業者と契約すると、一般的には企画料を公費で負担することができない。
- （4） ポスター作成に要する経費が公費で負担される場合であっても、選挙運動費用（支出）に算入しなければならない。

1 公費負担の額

「作成単価」×「確認枚数」により算出された額が公費で負担されるが、それぞれ次の限度がある。

- （1） 作成単価の限度

$$\frac{609,690 \text{ 円} + 30 \text{ 円} 73 \text{ 銭} \times (\text{ポスター掲示場数} - 500)}{\text{ポスター掲示場数}} \quad (1 \text{ 円未満の端数は切上げ})$$

- （2） 確認枚数の限度

当該選挙区のポスター掲示場数の2倍の枚数を限度とする。

2 契約届出書の提出

ポスター作成の公営の適用を受けるためには、ポスター作成業者と締結した契約書の写しを添えて「ポスター作成契約届出書」（別冊「届出関係諸用紙綴」（本人届出）用26ページ又は同（政党届出）用45ページの用紙）を提出しなければならない。

この届出書は、契約締結後直ちに（立候補届出前に契約をしたときは、立候補届出後直ちに）提出すること。

3 ポスター作成枚数確認申請

ポスター作成枚数については、当該選挙区のポスター掲示場数の2倍の範囲内であることにつき、県選挙管理委員会の確認を受けることとされているので、「ポスター作成枚数確認申請書」（別冊「届出関係諸用紙綴」（本人届出）27ページ又は同（政党届出）46ページの用紙）により申請しなければならない。

この確認を受けた候補者には県選挙管理委員会が「確認書」を交付するので、候補者はこの確認書を直ちにポスター作成業者に提出すること。

4 ポスター作成証明書

候補者は、ポスター作成業者に実績に基づいて作成した「ポスター作成証明書」(別冊「届出関係諸用紙綴」(本人届出) 28ページ又は同(政党届出) 47ページの用紙)を提出すること。提出の時期は、自動車使用の場合と同様、確認書を提出する際、併せて提出するとよい。

5 支払の方法

県は、ポスター作成業者からの請求に基づき、当該業者に対して代金を支払う。

(1) 請求書の様式

別冊「届出関係諸用紙綴」(本人届出) 29ページ又は同(政党届出) 48ページの用紙によること。

(2) 添付書類

ア ポスター作成枚数確認書 (前記3参照)

イ ポスター作成証明書 (前記4参照)

(3) 支払の時期

供託物没収者が判明した時点以後となること等、自動車使用の公営と同様である。

第4 立札・看板の作成の公営

候補者が選挙運動用の立札・看板の作成を業とする者と立札・看板の作成に関し有償契約を締結し、県選挙管理委員会に届け出たときは、その費用を一定程度額の範囲内で県が負担する。

(注)

- (1) 供託物が没収されることとなる候補者については自己負担となり、また、一定程度額を超える部分は自己負担となること、及び契約書（別記契約例7、8及び9参照）については、選挙運動用自動車の使用の公営と同様である。
- (2) 公職選挙法第143条第1項第1号及び第2号の立札・看板並びに第164条の2第2項の立札・看板の作成経費が公費負担の対象となる。
- (3) 立札・看板の作成に要する経費が公費で負担される場合であっても選挙運動費用（支出）に算入しなければならない。

1 公費負担の額

「作成単価」×「確認数」により算出された額が公費で負担されるが、それぞれ次の限度がある。

- (1) 選挙事務所用立札・看板の作成

ア 作成単価の限度 61,379円
イ 確認数の限度 3

- (2) 選挙運動用自動車等取付用立札・看板の作成

ア 作成単価の限度 58,114円
イ 確認数の限度 4

- (3) 個人演説会場用立札・看板の作成

ア 作成単価の限度 44,403円
イ 確認数の限度 5

2 契約届出書の提出

立札・看板の作成の公営の適用を受けるためには、立札・看板の作成業者と締結した契約書の写しを添えて「立札・看板作成契約届出書」（別冊「届出関係諸用紙綴」（本人届出）30、34及び38ページ又は同（政党届出）49、53及び57ページの用紙）を提出しなければならない。

この届出書は、契約締結後直ちに（立候補届出前に契約をしたときは、立候補届出後直ちに）提出すること。

3 立札・看板作成枚数確認申請

立札・看板の作成数については、法定の範囲内であることにつき、県選挙管理委員会の確認を受けることとされているので、「立札・看板作成数確認申請書」（別冊「届出関係諸用紙綴」（本人届出）31、35及び39ページ又は同（政党届出）50、54及び58ページの用紙）により申請しなければならない。

この確認を受けた候補者には県選挙管理委員会が「確認書」を交付するので、候補者は、確認書を直ちに立札・看板作成業者に提出すること。

4 立札・看板作成証明書

候補者は、立札・看板作成業者に実績に基づいて作成した「立札・看板作成証明書」(別冊「届出関係諸用紙綴」(本人届出) 32、36及び40ページ又は同(政党届出) 51、55及び59ページの用紙)を提出すること。提出の時期は、自動車使用の場合と同様、確認書を提出する際、併せて提出するとよい。

5 支払の方法

県は、立札・看板作成業者からの請求に基づき、当該業者に対して代金を支払う。

(1) 請求書の様式

別冊「届出関係諸用紙綴」(本人届出) 33、37及び41ページ又は同(政党届出) 52、56及び60ページの用紙によること。

(2) 添付書類

ア 立札・看板作成数確認書(前記3参照)

イ 立札・看板作成証明書(前記4参照)

(3) 支払の時期

供託物没収者が判明した時点以後となること等、自動車使用の公営と同様である。

第5 選挙運動用通常葉書の作成の公営

候補者が選挙運動用通常葉書の作成を業とする者と通常葉書の作成に関し有償契約を締結し、県選挙管理委員会に届け出たときは、その費用を一定程度額の範囲内で県が負担する。

(注)

- (1) 供託物が没収されることとなる候補者については自己負担となり、また、一定程度額を超える部分は自己負担となること、及び契約書（別記契約例10参照）については、選挙運動用自動車の使用の公営と同様である。
- (2) 公職選挙法第142条第1項第1号の通常葉書の作成経費が公費負担の対象となる。
- (3) 通常葉書作成に要する経費が公費で負担される場合であっても選挙運動費用（支出）に算入しなければならない。

1 公費負担の額

「作成単価」×「確認枚数」により算出された額が公費で負担されるが、それぞれ次の限度がある。

- (1) 作成単価の限度

8円62銭

- (2) 確認枚数の限度

3万5千枚を限度とする。

- (3) 仮に、限度枚数（3万5千枚）を限度単価で作成した場合の額を試算すると次の金額になる。

8円62銭×3万5千枚=301,700円

2 契約届出書の提出

通常葉書の公営の適用を受けるためには、通常葉書作成業者と締結した契約書の写しを添えて「通常葉書作成契約届出書」（別冊「届出関係諸用紙綴」（本人届出）42ページ又は同（政党届出）61ページの用紙）を提出しなければならない。この届出書は、契約締結後直ちに（立候補届出前に契約をしたときは、立候補届出後直ちに）提出すること。

3 通常葉書作成枚数確認申請

通常葉書作成枚数については、法定枚数の範囲内であることにつき、県選挙管理委員会の確認を受けることとされているので、「通常葉書作成枚数確認申請書」（別冊「届出関係諸用紙綴」（本人届出）43ページ又は同（政党届出）62ページの用紙）により申請しなければならない。この確認を受けた候補者には県選挙管理委員会が「確認書」を交付するので、候補者は確認書を直ちに通常葉書作成業者に提出すること。

4 通常葉書作成証明書

候補者は、通常葉書作成業者に実績に基づいて作成した「通常葉書作成証明書」（別冊「届出関係諸用紙綴」（本人届出）44ページ又は同（政党届出）63ページの用紙）を提出すること。提出の時期は、自動車使用の場合と同様、確認書を提出する際、併せて提出するとよい。

5 支払の方法

県は、通常葉書作成業者からの請求に基づき、当該業者に対して代金を支払う。

(1) 請求書の様式

別冊「届出関係諸用紙綴」(本人届出) 45ページ及び同(政党届出) 64ページの用紙によること。

(2) 添付書類

ア 通常葉書作成数確認書 (前記3参照)

イ 通常葉書作成証明書 (前記4参照)

(3) 支払の時期

供託物没収者が判明した時点以後となること等、自動車使用の公営と同様である。

第6 政見放送のための録音又は録画の公営

候補者届出政党は、日本放送協会又は民間放送会社の放送局のテレビ放送及びラジオ放送の設備により、無料で、その政見等を放送できる。この場合、候補者届出政党は、日本放送協会又は民間放送会社以外で自らが録音又は録画した政見を、当該放送事業者に持ち込んで政見放送を行うこともできる（持ち込み方式）。この持ち込み方式の政見の録音又は録画について、候補者届出政党が録音又は録画を業とする者と録音又は録画に関し有償契約を締結し、県選挙管理委員会に届け出たときは、その費用を一定限度額の範囲内で県が負担する。

（注）

一定限度を超える部分は自己負担となること、及び契約書（別記契約例11参照）については、選挙運動用自動車の使用の公営と同様である。

1 公費負担の額

（1）作成

- ア 録音 1種類につき、 226,000 円
- イ 録画 1種類につき、 2,873,000 円

（2）複製

- ア 録音 複製1につき、 2,000 円
- イ 録画 複製1につき、 34,000 円

2 契約届出書の提出

政見放送のための録音又は録画の公営の適用を受けるためには、録音録画業者と締結した契約書の写しを添えて「政見放送用の録音・録画の契約届出書」（別冊「届出関係諸用紙綴」（政党届出）65ページの用紙）を提出しなければならない。

この届出書は、契約締結後直ちに（立候補届出前に契約をしたときは、立候補届出後直ちに）提出すること。

3 政見放送用録音・録画証明書

候補者届出政党は、録音録画業者に実績に基づいて作成した「政見放送用録音・録画証明書」（別冊「届出関係諸用紙綴」（政党届出）66ページの用紙）を提出すること。提出の時期は、録音録画業者が県に代金を請求する時点まででよい。

4 支払の方法

県は、録音録画業者からの請求に基づき、当該業者に対して代金を支払う。

（1）請求書の様式

別冊「届出関係諸用紙綴」（政党届出）用67ページの用紙によること。

（2）添付書類

政見放送用録音・録画証明書（前記3参照）

（3）支払の時期

支払は、国の予算交付手続の関係から、相当の時間を要することも考えられる。

別記契約例 1

〔一般乗用旅客自動車運送事業者との運送
契約により自動車を使用した場合〕

選挙運動用自動車の使用について、衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第 区候補者
(以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、
次のとおり契約を締結した。

1 使用目的 公職選挙法第141条に定める自動車の使用

2 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間

3 契約金額 円 (内訳 1 日) 円 (税込) × 日間)

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は公職選挙法施行令第109条の4の規定に基づき、山口県に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足金額を速やかに支払うものとする。

5 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

別記契約例2

〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契約により自動車を使用した場合・自動車の借入れ〕

選挙運動用自動車の借入れについて、衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第 区候補者
(以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) と
は、
次のとおり契約を締結した。

1 使用目的 公職選挙法第141条に定める自動車の使用

2 借入期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間

3 使用する自動車 車種
登録番号又は車両番号

4 台数 1台

5 契約金額 円 (内訳1日) 円 (税込) × 日間)

6 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は公職選挙法施行令第109条の4の規定に基づき、山口県に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足金額を速やかに支払うものとする。

7 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

別記契約例3

〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契
約により自動車を使用した場合・燃料代〕

選挙運動用自動車の燃料について、衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第 区候補者
(以下「甲」という。) と (以下「乙」という。)
とは、次のとおり契約を締結した。

1 品 名 公職選挙法第141条に定める自動車の燃料

2 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間

3 供給を受ける自動車 車 種

登録番号又は車両番号

4 契約金額 円 (内訳 1ℓ当たり税込み単価 円×ℓ 総供給量 ℓ)

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は公職選挙法施行令第109条の4の規定に基づき、山口県に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足金額を速やかに支払うものとする。

6 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

別記契約例 4

〔一般乗用旅客自動車運送事業者以外の者との契
約により自動車を使用した場合・運転手〕

選挙運動用自動車の運転業務について、衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第 区候補者
(以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) と
は、
次のとおり契約を締結した。

1 業 務 公職選挙法第141条に定める自動車の運転

2 雇用期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで 日間

3 契約金額 円 (内訳 1 日 円× 日間)

4 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は公職選挙法施行令第109条の4の規定に基づき、山口県に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足金額を速やかに支払うものとする。

5 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

別記契約例5

(ビラの作成)

選挙運動用ビラの作成について、衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第 区候補者
(以下「甲」という。)と (以下「乙」という。)とは、
次のとおり契約を締結した。

1 品 名 公職選挙法第142条に定めるビラ

2 数 量 枚

3 契約金額 円 (単価 (税込) 円)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は公職選挙法施行令第109条の8の規定に基づき、山口県に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足金額を速やかに支払うものとする。

5 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

別記契約例 6

(ポスターの作成)

選挙運動用ポスターの作成について、衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第 区候補者
(以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、
次のとおり契約を締結した。

1 品 名 公職選挙法第143条に定めるポスター

2 数 量 枚

3 契約金額 円 (単価 (税込) 円)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は公職選挙法施行令第 110 条の 4 の規定に基づき、山口県に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足金額を速やかに支払うものとする。

5 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

別記契約例 7

(選挙事務所用立札・看板の作成)

選挙事務所用立札・看板の作成について、衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第 区候補者
(以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) と
は、

次のとおり契約を締結した。

1 品 名 公職選挙法第143条に定める立札・看板

2 数 量

3 契約金額 円 (単価 (税込) 円)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は公職選挙法施行令第110条の2の規定に基づき、山口県に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足金額を速やかに支払うものとする。

6 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

別記契約例8

(選挙運動用自動車又は船舶に取り付ける立札・看板の作成)

選挙運動用自動車又は船舶に取り付ける立札・看板の作成について、衆議院小選挙区選出議員選挙山口第 区候補者 (以下「甲」という。) と
(以下「乙」という。) とは、次のとおり契約を締結した。

1 品 名 公職選挙法第143条に定める立札・看板

2 数 量

3 契約金額 円 (単価 (税込) 円)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は公職選挙法施行令第110条の3の規定に基づき、山口県に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足金額を速やかに支払うものとする。

6 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

別記契約例9

(個人演説会場用立札・看板の作成)

個人演説会場用立札・看板の作成について、衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第 区候補者
(以下「甲」という。)と (以下「乙」とい
う。)とは、次のとおり契約を締結した。

1 品 名 公職選挙法第164条の2に定める立札・看板

2 数 量

3 契約金額 円 (単価 (税込) 円)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は公職選挙法施行令第125条の3の規定に基づき、山口県
に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足金額を速やかに支
払うものとする。

6 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

別記契約例 10

(選挙運動用通常葉書の作成)

選挙運動用通常葉書の作成について、衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第 区候補者
(以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、次のとおり契約を締結した。

1 品 名 公職選挙法第142条に定める通常葉書

2 数 量 枚

3 契約金額 円 (単価 (税込) 円)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は公職選挙法施行令第109条の7の規定に基づき、山口県に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足金額を速やかに支払うものとする。

6 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

別記契約例 11

(政見放送用録音・録画の作成)

政見放送用録音テープ・録画ビデオの作成について、衆議院小選挙区選出議員選挙山口県第 区候補者届出政党 (以下「甲」という。) と (以下「乙」という。) とは、次のとおり契約を締結した。

1 品 名 公職選挙法第150条に定める政見放送の録音・録画

2 数 量 録音作成 種類 録音複製 本
録画作成 種類 録画複製 本

3 契約金額 円

内訳	録音作成	円 (単価 (税込))	円)
	録画作成	円 (単価 (税込))	円)
	録音複製	円 (単価 (税込))	円)
	録画複製	円 (単価 (税込))	円)

(都道府県別内訳は、別紙のとおり)

4 納入期限 令和 年 月 日

5 請求及び支払

この契約に基づく契約金額については、乙は公職選挙法施行令第111条の5の規定に基づき、山口県に対して請求するものとし、甲はこれに必要な手続を遅滞なく行わなければならない。

なお、山口県に請求する金額が契約金額に満たないときは、甲は乙に対し、不足金額を速やかに支払うものとする。

6 その他

上記契約事項以外の事項については、別途定める。

令和 年 月 日

甲 住 所

氏 名

印

乙 住 所

氏 名

印

(参考) 公費負担の限度額 (第51回衆議院議員総選挙)

■候補者分

公 営 の 種 別		限 度 領
自動車の使用 個別契約		@64,500円/日 × 12日 = 774,000円
		自動車の借入 @16,100円/日 × 12日 = 193,200円
		燃料の購入 7,700円 × 12日 = 92,400円
		運転手の雇用 @12,500円/日 × 12日 = 150,000円
ビラ作成		<p>@7.60円 × 70,000枚 = 532,000円 ※限度単価 枚数5万枚以下 8.38円 枚数5万枚超 $\frac{419,000円 + 5.62円 \times (\text{作成枚数} - 5\text{万枚})}{\text{作成枚数}}$ 作成限度枚数 : 7万枚</p>
ポスター作成		<p>第1区 597円 × 1,050枚 × 2 = 1,253,700円 第2区 379円 × 1,708枚 × 2 = 1,294,664円 第3区 370円 × 1,753枚 × 2 = 1,297,220円</p> <p>※限度単価 : $\frac{609,690円 + 30.73円 \times (\text{掲示場数} - 500)}{\text{掲示場数}}$ 限度枚数 : 掲示場数 × 2</p>
通常葉書作成		@8円62銭 × 35,000枚(限度枚数) = 301,700円
立札・看板	選挙事務所用	@61,379円 × 3(確認限度枚数) = 184,137円
	自動車等取付用	@58,114円 × 4(確認限度枚数) = 232,456円
	演説会場用	@44,403円 × 5(確認限度枚数) = 222,015円

- (注) 1 供託物没収となる候補者は公営の対象とならない。
 2 自動車以外は、公費負担であっても収支報告書の支出に算入しなければならない。
 (収支が一致しないこととなる)

■候補者届出政党分

区 分	限 度 領								
政見放送 録音・録画作成	<p>総務省が定める額</p> <table> <tr> <td>作成</td> <td>・録音 1種類につき 226,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・録画 1種類につき 2,873,000円</td> </tr> <tr> <td>複製</td> <td>・録音 1につき 2,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・録画 1につき 34,000円</td> </tr> </table>	作成	・録音 1種類につき 226,000円		・録画 1種類につき 2,873,000円	複製	・録音 1につき 2,000円		・録画 1につき 34,000円
作成	・録音 1種類につき 226,000円								
	・録画 1種類につき 2,873,000円								
複製	・録音 1につき 2,000円								
	・録画 1につき 34,000円								